

次期プランの骨子（案）

計画の基本的な考え方



下線は、前回プランから変更する箇所です。

計画の基本理念及び基本方針

「基本理念・基本方針」の文言については、本日決定いただきたいと考えております。計画の全体像が見えてから、必要に応じて微調整していただきます。

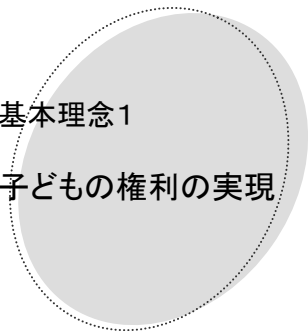
本市ではこれまで、4つの「基本理念」と4つの「基本方針」に基づき、子どもの育ちや子育てを支えるためのさまざまな施策や事業に取り組んできました。

この計画では、これらの考え方を発展的に踏襲し、子どもたちが個性を伸ばしながら健やかに育つことができるよう、また、子どもにかかわるおとなが人としても親としても成長できるよう、子育て・子育ての環境づくりのさらなる推進を図ります。

(1) 基本理念

基本理念1

子どもの権利の実現



児童の権利条約^{※1}は、子どもが大切に保護される存在であると同時に、年齢と成熟度に応じて、一人ひとりの子どもが自分らしく生きる権利が保障され、子どもが権利の主体であることを強くうたっています。

計画の策定、推進にあたっては、子どもの意見が尊重され、おとなの適切な援助によって、子どもの権利が家庭・教育機関・保育機関・子育て支援機関・地域・行政のなかで具体化されていくように取り組みます。

基本理念②

すべての子どもと親^{※2}への支援



児童福祉の目的は、すべての子どもたちの心身両面にわたる健全な育成を図ることにあります。


しかし、これまでの子どもや子育て家庭への施策は、障害のある子どもや親が働いている家庭など、特別な援助を必要とする子どもや家庭を中心にしてきました。

これからの施策は、こうした施策を一層きめこまかく行うと同時に、保健・福祉・医療・教育・建設・労働などに関するさまざまな施策と連携して、市内のすべての子どもと子育て家庭を対象に、子どもの成長発達の保障と親支援^{※3}を推進することを基本にします。

※1 児童の権利条約：基本的人権が子どもにも保障されるべきことを国際的に定めた条約。1989年11月20日に国連において採択され、2014年5月現在で194の国と地域が締結しています。

※2 親：このプランでは、子育てをしているすべての人を指します。 →二重線は前回資料に追加した箇所

※3 親支援：このプランでは、親を支援することに加え、子どもを持った人が親としての意識や行動ができるようになるよう支援することも含まれます。 →二重線は前回資料に追加した箇所




基本理念 3

男女共同の子育て

子育てに伴う種々の負担感が、子どもを持つことをためらわせる要因のひとつになっています。

また、家庭で主として女性が子育てを担うことによって肉体的・精神的負担が女性に偏ったり、女性の社会進出に伴い、仕事と子育ての両立のために女性の負担が増大しています。

子育てを男女が協力することで、単に、子育ての負担を女性から軽くするだけでなく、男女で子育ての過程と楽しさやつらさなどその時々の思いを共有し、子育てを通して家庭や地域での役割を男女で担うことを基本にします。 →二重線は前回資料に追加した箇所



基本理念 4

循環型の子育て

子どもは次代を担う大切な社会的存在であり、健やかな子どもの育ちは市民全体の願いです。

職場や地域など社会全体が協力し、おとなたちが連携しながら、地域の人的環境・社会環境・自然環境の整備などをすすめます。

子育ては時代をつなぐ希望です。子どもは、健やかに生まれ、育ち、やがておとなになって子育てをします。そして子育てをするなかで、おとなは子どもから多くのことを学びます。世代間をつなぐ循環型の子育てを基本にします。

(2) 基本方針

基本方針1 「子どもの主体的な参加ですすめる」

少子化、過度の受験競争のなかで、一人ひとりの子どもたちが自分らしさを見つけだし、仲間とともにゆっくりと子ども時代を過ごす権利を保障することができなくなっています。子どもが自分で考え、自分の言葉で話し、じっくり聞いてもらい、どんな時でもしっかり受け止めてもらえるという安心感と信頼感を培っていく環境との関わり方が大切になっています。

子どもを保護・教育の対象としてのみとらえるのではなく、子どもと同じ目線に立ち、一人ひとりの違いを認め、子どもが人や自然とふれあい、仲間のなかで自ら育とうとする力を大切にします。子ども一人ひとりの最善の利益が尊重された施策を推進するために、子どもたちの主体的な参加の機会をつくりだすことや知識・技術を身につけるための援助をします。

基本方針2 「おとな（親）になることを支える」

かつて、地域には子どもからおとなになる過程に必要な、知識や技術を習得するための伝統行事や催しがありました。しかし、現在では地域のつながりの希薄化とともに地域全体で子どもが成長しておとなになっていくための、有効なプログラムが少なくなっています。

おとなとしての役割や知識を理解し、準備するための機会を家庭・教育機関・保育機関・子育て支援機関・地域・行政が一体となってつくりだします。

基本方針3 「子育て家庭の支え合い」

子育てをめぐる環境は、厳しさを増しています。子どもが生まれたら誰にも母性・父性のすべてが備わっているのではなく、子どもとの関わりのなかで、親としての自覚が生まれ、役割を学び真の親になっていきます。しかし、女性の社会進出に伴い、核家族化や晩婚化が進み、少子化した現代社会では、自分が親になるまでは育児の方法を知らなかったり、子育ての仲間との出会いや、親としての自覚や役割を準備する機会が、家庭でも地域でも非常に少なくなっています。とりわけ、在宅で育児をする出産後の早い時期には、育児の不安感や孤立感を感じやすく、子どもの虐待予防の観点からも、地域における親支援が求められています。

父母になる男女が親になる過程を協力して共に歩めるよう、子育て家庭を地域全体で支えるとともに、子育て家庭同士の支え合いをつくり、西東京市での子育ての喜びを共有できるようなまちづくりをめざします。

基本方針4 「市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援」

子育てはわたしたちの未来を託す事業です。子どもの育ちや子育てはひとりだけ、ひとつの家庭だけではできない社会的な営みです。子どもが地域で安全に豊かに自信をもって過ごすことができ、おとなも子育てを楽しく営めるならば、まちに活気と安らぎが満ちてきます。子どもたちはおとなやまちに素晴らしい癒しや潤い、活力を与えてくれます。

西東京市の未来を担う子どもたちに最善のものを託すために、施策全体を市民の視点で見直し、市民と行政が協働で子育ての地域環境づくりと子育て・子育て^{*1}文化の創造を推進します。

^{*1} 子育て・子育て：「子育て」とは、子ども自身が、自らの力で心身ともに成長することを指します。一方、親による「子育て」があります。

(3) 計画の体系 → 前回資料にはなかった新規ページです

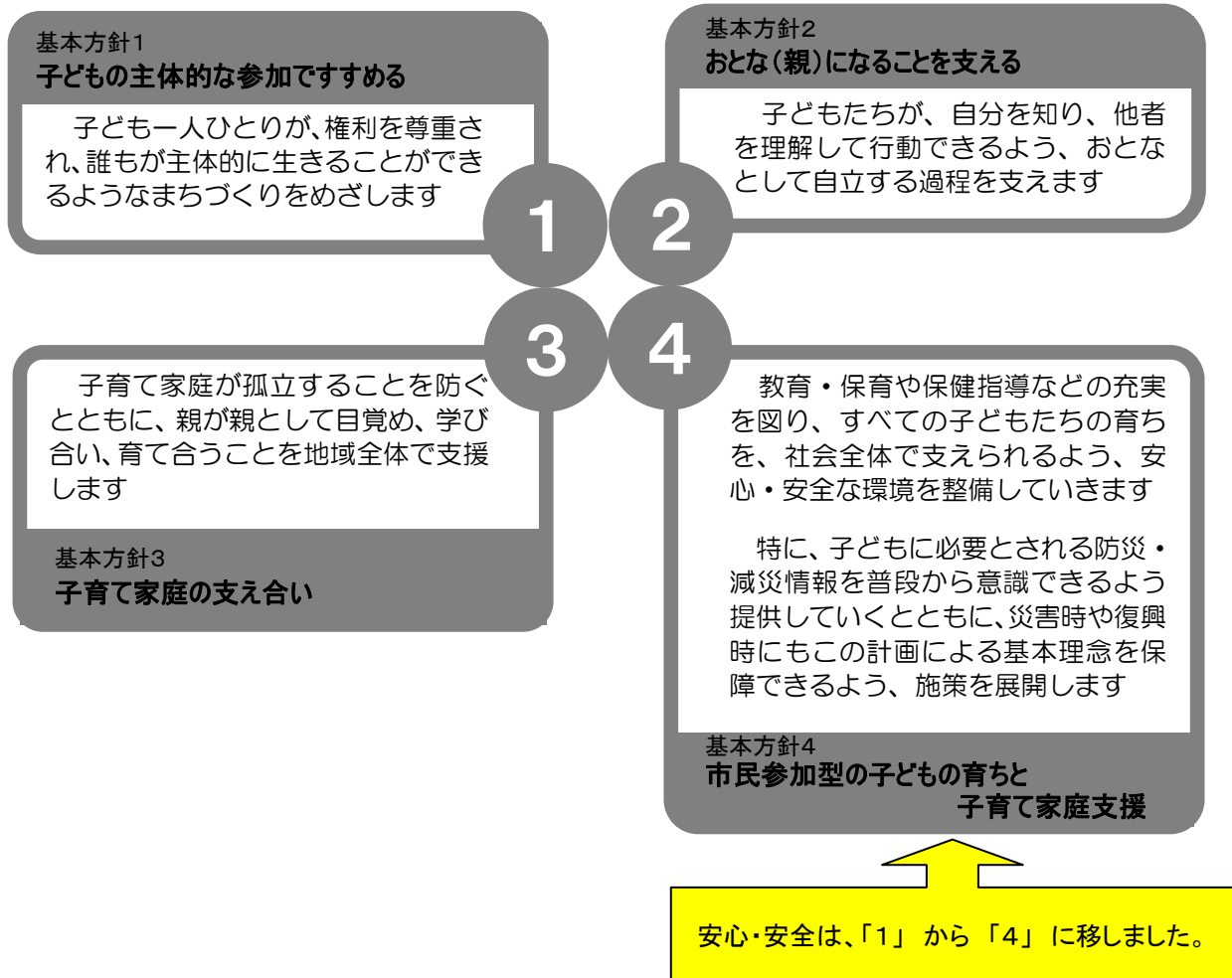
「施策の方向」については、本日決定
 いただきたいと考えております。

基本方針	施策の方向【現行】	施策の方向【新案】
1 子ども参加	1-1 子どもの権利の尊重 細目を外す 1-1-1 子どもの権利 1-1-2 子どもの生活支援 1-1-3 子どもの救済	1-1 子どもの権利の尊重 (説明文と施策に、 生活支援・救済を入れる)
	1-2 子ども自身の参画への支援 統合・文言修正 1-2-1 子どもを支える地域のシステム 1-2-2 集う・遊ぶ・学ぶ 文言修正 1-2-3 子どもと情報	1-2 子ども自身の参画への支援 1-2-1 <u>地域のシステムづくり</u> 1-2-2 <u>居場所づくり</u>
	2 おとな(親)に なることを 支える	2-1 心身の自立 統合・文言修正 2-1 <u>心身及び経済的な自立</u> 2-2 経済的自立 2-3 親役割を理解する 統合・文言修正 2-2 <u>他者への理解とおとなの役割</u> 2-4 他者を援助する力 2-5 地域への参加
3 子育て家庭の 支え合い	3-1 子育て意識 文言修正 3-1 子育て意識の育成	3-1 子育て意識の育成
	3-2 子育ての支え合い 文言修正・細目を外す 3-2-1 子育ての支え合い意識 3-2-2 子育てに関する支え合いの状況 (1)学習の機会 (2)交流 (3)相談 (4)情報	3-2 <u>支え合いの場の充実</u> (説明文と施策に、 学習・交流・相談・情報を入れる)
4 市民参加型の 子育てと 子育て家庭支援	4-1 子どもと家庭の支援 統合・文言修正 4-1-1 子育て期の支援 4-1-2 障害のある子どもを育てる家庭の支援 4-1-3 外国籍の子どもを育てる家庭の支援 4-1-4 ひとり親家庭の支援	4-1 <u>教育・保育および子育て支援の充実</u> (このうち、子ども・子育て支援法による事業計画に該当する部分は、別の章に移動。該当するのは、「量の見込み」を算出する事業。) 4-1-1 子どもと家庭の支援 4-1-2 障害のある子どもを育てる家庭の支援 4-1-3 外国籍の子どもを育てる家庭の支援 4-1-4 ひとり親家庭の支援
	4-2 保健・医療 4-2-1 母子保健体制の整備・充実 4-2-2 医療 細目を外す	4-2 保健・医療 (説明文と施策に、 母子保健・医療を入れる)
	4-3 教育	
	4-4 子ども・子育て家庭のためのまちづくり	
別の章にて (法定計画)	目標事業量 (次世代育成支援対策推進法による) 法定	新 4-3 <u>災害への対応を想定した環境づくり</u> 教育、保育、地域子ども・子育て支援事業に関する施策と、「量の見込み」「確保方策」 (子ども・子育て支援法による)

重点的な取組み

「重点的な取組み」については、構成を、本日決定いただきたいと思います。
文言は、今回は提案とさせていただきます、次回以降に精査させていただきます。

この計画では、基本方針を基盤とした重点的な取組みを設定し、これまでの課題や調査・ヒアリングの結果を踏まえ、ここに挙げる施策を重点的に推進していきます。



(次のように、各重点的な取組みについて、説明文と、該当する施策を入れていきます。)

【例です】 重点的な取組み① 子どもの主体的な参加ですすめる

- *子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を実現します。
- *児童館などでは子どもの主体的な参加により行事・事業が実施されていますが、市全体ではまだ十分とはいえません。市が実施する子育て支援事業、子ども支援事業の企画・運営に関する市民参加・子どもの意見を聴き、反映させる仕組みを充実する取組みを進めます。

■施策(事業)名

- *子どもによる子どものための企画づくりと事業運営の推進
- *ファシリテーターの養成と活用
- *児童館の親子で参加できる行基や企画の充実
- *市報や市のホームページの子ども向け情報の充実

個別の施策の中から、
どの施策を「重点的な取組み」
に盛り込むかについては、
今後、議論いただきます。